

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請

番号	申請書等	形式的な事項等	新規	更新	変更
1	□産業廃棄物 □特別管理産業廃棄物 収集運搬業申請書 (1~3面)	許可に応じた様式、申請区分、積替え保管の有無、郵便番号、電話番号、ふりがな、株式総数	□	□	□
2	岐阜市収入証紙貼付書 及び 岐阜市収入証紙 (申請手数料)	名称記載、内容に応じた申請手数料			
			新規	更新	変更
		産廃	81,000円	73,000円	71,000円
		特管	81,000円	74,000円	72,000円
3	事業計画の概要 ※1	省令様式第6号の2第1面から第5面	□	—	◇
3	運搬車両の写真	省令様式第6号の2第6面、ナンバー、側面「産業廃棄物収集運搬車」の表示確認	□	—	◇
	運搬容器等の写真	運搬に容器を使用する場合、省令様式第6号の2第7面	□	—	◇
	施設 (積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図等	平面図、立面図、断面図、構造図、使用前検査適合通知書等を添付	□	—	◇
	設計計算書	積替え保管量	□	—	◇
	施設の付近の見取図	事業所、事業場の案内図も添付	□	—	◇
4	車検証	ナンバー、使用者、有効期間、土砂禁	□	—	◇
	車両の使用契約書の写し等	リースの場合、契約期間、当事者名	□	—	◇
	施設の使用権原を有することを証明する書類	購入契約書等、契約期間、当事者名	□	—	◇
5	講習会修了証の写し	区分、有効期間 (新規5年、更新2年)	□	□	□
6	資金の総額及び調達方法	省令様式第6号の2第8面	□	□	□
	資産に関する調書	個人申請の場合、省令様式第6号の2第9面	□	□	□
7	直前3年間の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 ※1	法人申請の場合	□	□	□
	直前3年間の貸借対照表、損益計算書	個人申請 (青色申告65万控除) の場合	□	□	□
	直前3年間の所得税確定申告書の写し	個人申請 (納付すべき額が0円) の場合	□	□	□
	税務署の発行する直前3年間の納税証明書 (その1) ※1、2	3か月以内のもの	□	□	□
8	定款又は寄附行為の写し ※1	法人申請の場合、目的に産廃業務の記載、申請者による原本証明	□	□	□
	登記簿記載事項証明書 ※2	法人申請の場合、産廃業務の記載、3か月以内のもの	□	□	□
9	申請者、役員、株主、政令使用人、法定代理人の住民票の写し ※2、3、4	本籍地の記載があるもの、個人番号 (マイナンバー) の記載がないもの、3か月以内のもの	□	□	□
	申請者、役員、株主、政令使用人、法定代理人の登記事項証明書等 ※2、3、4	3か月以内のもの	□	□	□
10	誓約書 ※3	省令様式第6号の2第10面	□	□	□
11	運搬に係る他州市の許可証の写し等 ※1	許可有効期間、品目	□	—	◇
12	運搬先処分場の許可証の写し等 ※1	岐阜県外の場合、許可有効期間、品目	□	—	◇
13	産業廃棄物の試験結果の写し	特に必要と認める場合	□	—	◇
14	中小企業診断士の経営診断書等	特に必要と認める場合	□	□	□
15	先行許可証の写し、優良認定を受けた許可証の写し	添付書類の省略を希望する場合	□	□	□
16	別紙 自動車等破砕物の取扱いについて	自動車等破砕物の対象品目をすべて取扱う場合	□	□	□

2 ページ目以降を確認して、提出してください。

【備考】

- ・申請者が未成年の場合、法定代理人が必要になります。
- ・登記簿記載事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記簿に記載されている事項を証明した書面になります。
- ・登記事項証明書とは、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書になります。
成年被後見人及び被保佐人に該当する場合は、お問い合わせください。

◇変更する内容が確認できるものが必要になります。

- ※1 優良認定業者の場合、省略できます。
- ※2 コピーを提出される場合、原本を確認しますので、原本をお持ちください。
- ※3 先行許可証の提出により省略できます。
- ※4 法定代理人が法人の場合、登記簿記載事項証明書、役員の住民票の写し及び登記事項証明書等が必要になります。

経理審査上での追加書類について

○法人申請の場合

1 追加書類の添付が必要な場合

(1) 営業実績が3年に満たない場合

(2) 営業実績が3年以上ある場合で次のいずれかに該当する場合

- ・直前3年間の自己資本比率（資本合計÷負債及び資本合計×100）がいずれも10%未満の場合。
（直前3年間の税引前当期利益の平均値及び直前の税引前当期利益が共にプラスである場合を除く。）
- ・債務超過である場合

(3) 上記(1)又は(2)に該当しないが、赤字が大きい等の事情を勘案する必要がある場合

2 必要な追加書類

- ・中小企業診断士の経営診断書又は公認会計士の事業改善計画書
- ・今後5年間の利益計画書

その他必要に応じ、次の書類を求めることがあります。

- ・金融機関が発行した返済予定表
- ・金融機関が発行した借入残高証明書

○個人申請の場合

1 追加書類の添付が必要な場合

(1) 営業実績が3年に満たない場合

(2) 営業実績が3年以上ある場合は次のとおり

- ・青色申告をしている申請者は、次の①から③のいずれかに該当する場合

①直前期の資産状況において債務超過になっている場合

②直前期の資産状況において資産の額が負債の額よりも小さい場合

③直前期の資産状況において資産の額が負債の額と同等又は大きい場合で、直前3年間において所得税を納税していない年がある場合（青色申告特別控除前の所得金額がある場合を除く。）

※資産＝総資産－事業主貸

負債＝総資本－（事業主借＋元入金＋所得金額）

債務超過：（元入金＋所得金額）－（事業主貸－事業主借）＜0

所得金額は、青色申告特別控除前の所得金額を示す。

- ・白色申告をしている申請者は、次の①から②のいずれかに該当する場合

①直前期の資産に関する調書において、資産の額が負債の額よりも小さい場合

②直前期の資産に関する調書において、資産の額が負債の額と同等又は大きい場合で、直前3年間において所得税を納税していない年がある場合（所得金額がある場合を除く。）

(3) 上記(1)又は(2)に該当しないが、赤字が大きい等の事情を勘案する必要がある場合

2 必要な追加書類

- ・中小企業診断士経営診断書又は公認会計士の事業改善計画書
- ・今後5年間の利益計画書

その他必要に応じ、次の書類を求めることがあります。

- ・金融機関が発行した返済予定表
- ・金融機関が発行した借入残高証明書